

◇消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(消防局企画部人事課)